平成30年1月から3月までの間に実施する予定の代議員選挙に関する 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の特例に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款(以下「定款」という。)第13条第7項に 基づいて平成30年に実施する代議員選挙の実施に関し、公益社団法人日本図書館協会代議員 選挙規程(以下「選挙規程」という。)の特例を定めること等を目的とする。

(無投票当選に関する特例)

第2条 選挙規程第4条第4項に規定する施設等選挙区のうち別表第2の第1区から第5区のそれぞれについて、選挙規程第19条により推薦された立候補者の総数が、その選挙において選挙すべき数を超えないときにおいて、同選挙区から他の候補者がない場合は、第19条により推薦された立候補者に対する投票を行わない。

(別表第2に関する特例)

第3条 選挙規程別表2のうち第6区市民団体、第7区地域図書館団体及び第8区図書館研究団体をあわせて第6区団体会員とする。

附則

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

理事会(平成29年9月29日)

平成30年1月から3月までの間に実施する予定の代議員選挙に関する公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の特例に関する規程に係る付帯決議

公益社団法人日本図書館協会理事会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める本法人の公益法人の設立の登記の日(平成26年1月21日)以降の代議員選挙に係る事情の変動を勘案し、代議員選挙制度の見直しのための必要な措置を検討する。